

『定住自立圏構想』とは

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれています。今後は、三大都市圏でも人口減少が見込まれますが、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいます。

「定住自立圏構想」の推進

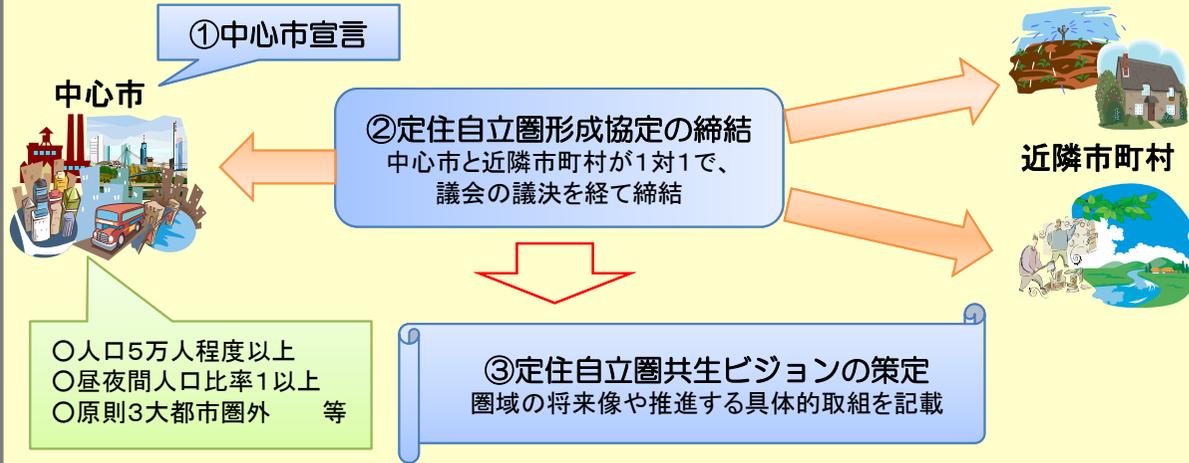
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

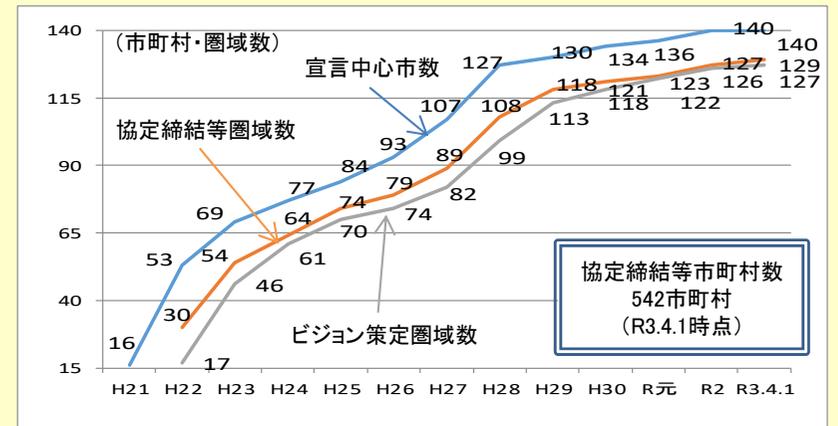
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R3.4.1現在 129圏域)



※R2以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用にあつる経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保にあつる経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、近隣市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

中心市の要件

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、近隣市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 近隣市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載
公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

中心市と協定を締結する近隣市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興
- f 環境
- g 防災

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・デバイドの解消
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等
の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交
流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや
ネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント 能力の強化

- a 中心市等における人材
の育成
- b 中心市等における外部
からの行政及び民間人
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジ
メント能力の強化に係る取
組

阿南市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成23年3月24日



徳島県

中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
阿南市	69,470	1.011

近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
那賀町	7,367	美波町	6,222
牟岐町	3,743	海陽町	8,358
		圏域合計	95,160

※令和2年国勢調査

○阿南市と近隣町との定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
 - ・医療機関の機能分化とネットワーク化
- イ 福祉等
 - ・こども園等の広域入所制度の利用推進
- ウ 教育
 - ・圏域内図書館相互の連携強化及び拠点図書館の整備による図書館サービスの充実
- エ 産業振興
 - ・広域観光圏の形成、圏域農山村の鳥獣害防止、豊富な森林資源を活用したバイオマスタウン構想の推進、企業誘致の推進
- オ 大規模災害支援体制の充実
 - ・大規模災害発生時における相互応援

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通
 - ・地域公共交通ネットワークの構築
- イ 道路等の交通インフラの整備
- ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進及びブランド化や6次産業化、継業支援等による地域産業の持続・活性化
- エ 移住交流の推進
 - ・圏域外からの移住交流を推進するための支援策等の強化
- オ 観光ネットワークの拡充
 - ・地域資源を活用した観光ネットワークの相互拡充
- カ 安全・安心
 - ・中心市の消費生活センターの有効活用
- キ 公共施設の相互利用

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 圏域内における人材の育成
- イ 圏域内市町の職員等の交流

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合があります。

定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は近隣市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。

総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

第2次共生ビジョンの修正について

「医師確保対策事業」について、徳島県厚生農業協同組合連合会（阿南医療センター）と徳島大学が締結している寄附講座の設置に関する協定が令和7年3月31日までとなっているため、共生ビジョンの重要業績評価指標（KPI）の目標も令和6年度が達成年度となっている。

このため、令和7年4月1日からの寄附講座、定住自立圏における負担等について協議の上、共生ビジョンのKPIを変更する必要がある。他に修正が必要な項目があれば、合わせて修正を行う。

【変更スケジュール】

- 令和 6年11月 第7回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催
(第2次ビジョン変更案についての意見聴取)
※委員の推薦について各町へ依頼済み(8/15 締切)
- 令和 7年 3月 第8回 南阿波定住自立圏共生ビジョン懇談会
(第2次ビジョン変更最終案についての意見聴取)
- 3月 第2次南阿波定住自立圏共生ビジョンの変更

※推進協議会、幹事会、担当者部会については、必要に応じて随時開催する予定。